

令和8年6月15日

「手形・小切手の全面的な電子化」に向けた対応のお知らせ

当金庫は、政府・産業界・金融界が一丸となって取り組む「手形・小切手の全面的な電子化」の一環として、下記の対応を実施しますので、お知らせいたします。

今後とも、より便利で安全なサービスの提供に努めてまいりますので、何卒ご理解賜りますようお願い申し上げます。

記

1. 手形割引の取り扱い

内 容	<ul style="list-style-type: none">・令和8年10月1日以降に振り出された手形は手形割引のお取り扱いができません。・令和9年4月1日以降を期日とする手形割引の新規実行を終了いたします。
-----	---

※電子記録債権サービス（でんさい）による割引は、引き続きご利用いただけます。

※詳細につきましては、お取引店にお問い合わせください。

以 上